

5月29日から運用開始

気象警報等発令時・地震発生時の登校について

台風や風水害等の自然災害

◎摂津市内において、気象庁が発表する「レベル4大雨危険警報」以上の大雨に関する情報・暴風警報・暴風特別警報・暴風雪警報・暴風雪特別警報のいずれか1つでも発表されている場合

◎摂津市のいずれかの地域において、河川氾濫に関する「レベル3高齢者等避難」以上の避難情報が発令されている場合

① 午前7時現在、上記のいずれか1つでも発表等されている場合は登校を見合わせてください。＜自宅待機＞

② 午前9時までに「注意報」になったり警報等が解除された場合は、その時点で登校させてください。

午前中のみ授業となり、給食を食べずに下校します。

＜登校＞

③ 午前9時現在、当該状況が継続する場合は休業（お休み）となります。

＜臨時休業＞

④ 児童が登校後に、上記の警報等が発令された場合は、安全に配慮し、集団下校します。午前中に発令された

場合は、給食時間を早めて、できる限り給食終了後に集団下校します。

＜集団下校＞

警報等発生時の給食について

午前7時現在、暴風警報（暴風特別警報）または大雨特別警報、暴風雪警報、又は摂津市のいずれかの地区において、高齢者等避難、避難指示が発令された場合は、給食がありません。

従って、午前9時の時点で解除され登校しても午前中授業で下校し、給食はありません。

大阪府下に、その他の気象（大雨、洪水、雷等）警報が発令された場合

原則として登校させてください。ただし、さまざまな状況を考慮した上で、危険があると判断された時は、自宅待機または臨時休業の措置をとることがあります。

摂津市に震度5弱以上の大きい地震が起きた場合

① 前日下校以降、通学に支障のある地震があった場合、保護者の判断で登校の安全を確認するまで自宅待機とし、学校からの指示を待ってください。被害が甚大である場合は、連絡ができない場合があります。

震度5弱以上の地震で市に対策本部が設置された時は臨時休業とします。

＜臨時休業＞

② 児童の登下校中に地震があった場合は、安全な場所に一時避難した後、自宅に戻るか、学校に行きます。

③ 登校後は、教職員の指示に従い、避難し、保護者の迎えを待ち、引き渡します。

④ その他学校長が必要と判断した場合、臨時休業措置をとり下校させることもあります。

※ 学校への電話での連絡や問い合わせ等は緊急連絡に支障がでることがありますので極力さけてください。

※ どんな災害の場合でも、不用意に外出させないこと等、児童の安全に努めてください。